

七飯町国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要

民生部住民課

1 改正理由

令和4年1月1日より産科医療補償制度が見直され、当該制度の掛金が1万6千円から1万2千円に引き下げられること、及び社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」（令和2年12月23日）において、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額について42万円を維持すべきとされたことを踏まえ、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第222号）が公布されたことから、七飯町国民健康保険条例（昭和29年条例第17号）の一部を改正する。

2 改正内容

第6条第1項に規定する出産育児一時金の支給額及び同項ただし書中に規定する上限として加算する金額を改める。

3 施行期日

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

4 経過措置

この条例の附則に経過措置として、改正後の七飯町国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による規定を設ける。

七飯町国民健康保険条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万4千円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1万6千円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条～第15条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万8千円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1万2千円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条～第15条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p>